

6.会議の概要

事務局長代理	ただいまから、令和3年11月定例農業委員会を開催いたします。 本日、山本事務局長が所用で欠席でございますので、私が代理を務めさせていただきます。申し訳 ございませんが、よろしくお願いいたします。 本日は、農業委員のみの出席となっております。 また、北山委員、山口委員の欠席の旨、お聞きしております。 それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。
松村会長	(会長あいさつ) 本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の審議を行います。 また、「新型コロナウイルス感染防止対策下の会議等の開催について」に基づき、会議を開催いた します。 委員各位には厳正な審議をお願いすることになりますが、遅くとも午後2時30分には終了していただ く予定をしております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。
事務局長代理	ありがとうございました。 では、会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いいたします。
議長(松村会長)	これより本日の会議に入ります。 事務局より11月分の経過報告を申し上げます。
事務局	(報告)
議長(松村会長)	報告はお聞きのとおりです。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、本日の議事録署名委員を7番 高野 忍 委員と8番 牧野 昌久 委員 の両名 にお願いします。 これより議事に入ります。 日程第1 議案第46号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長(松村会長)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。 吉田委員より報告をお願いいたします。
吉田委員	現地確認を18日に行ってきました。場所は山際で、山のすぐ下になるのですが、もともと野菜を 作っていた場所で、取得後もすぐ畑になるような場所であり、譲受人も申請地付近に住んで おられるということで、ちゃんと管理できる方であると思います。よって農地が荒らされるということ はないと考えられ、問題ないと思われず。
議長(松村会長)	報告はお聞きのとおりです。 それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 議案第46号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。
委員	異議なし
議長(松村会長)	それでは、議案第46号 は、原案どおり承認することに決しました。 続きまして、日程第2 議案第47号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地 利用集計画の決定(所有権の設定)について、を議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長(松村会長)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。 牧野委員より報告をお願いいたします。

牧野委員	①についてですが、譲受人は認定農業者でありますので、問題はないと思います。調書の中でもありましたとおり、要件は満たしており、何も問題ないと思います。
	②についてですが、特に村部においては、昔いろいろあって、土地の交換が行われたが、登記の変更については行われていないことがあります。譲受人は農業法人の構成員です。また、申請地は譲受人の家のすぐ後にあり、畑として使っていますので、何も問題はないと思います。どうぞよろしくお願いたします。
議長(松村会長)	報告はお聞きのとおりです。 それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより議案第47号について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長(松村会長)	それでは、議案第47号については、承認することに決しました。 続きまして、日程第3 議案第48号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(貸借権の設定)について、を議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長(松村会長)	説明はお聞きのとおりです。 それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。
委員	1番2番の借受人(法人)の従業員はどのくらいいるのでしょうか。なぜそのような事を聞くのかというと、この法人は遅羽町比島から鹿谷町、荒土町など各地で耕作されているからです。 また、使用貸借の設定というのは可能なのでしょうか。
事務局	円滑化事業におきましては、使用貸借、要は0円で借りるということではできませんでした。しかし、相對契約につきましては使用貸借の設定はできますし、中間管理事業におきましても、使用貸借の設定はできます。
委員	分かりました。
委員	貸借の場合、固定資産税は、土地の所有者が払うのですか。
事務局	貸借権の設定は、耕作する権利の設定になりますので、土地に係る税金につきましては所有者がお支払いすることになります。
議長(松村会長)	所有者については実質、赤字になるということですね。 その他ご質問等はありませんか。
委員	先ほどの法人の従業員が何人かは分かれますか。
議長(松村会長)	はっきりとした人数はわかりませんが、親族で耕作されていらっしゃるようです。繁忙期には代表者の姉の旦那さんなども耕作されていると聞きました。
委員	従業員として常時雇用しているわけではなく、忙しいときだけ、きてもらっているのでしょうか。
議長(松村会長)	耕作期はほとんど常用というような形ではないでしょうか。2~3名の親族の方で耕作されているのを見かけます。法人でありますので、事務局に報告があがってきているのではないのでしょうか。事務局どうでしょう。
事務局	報告書を確認してきますので、後ほど回答させていただきます。
委員	遅羽町地係において、この法人に耕作をお願いしようか、という話が出てきているが、借受地も多いので、どのような状況なのかなど。
議長(松村会長)	結構、手一杯ではないかなと思います。ですので、今、離せるところは、離していると聞いています。 従業員の数については後ほど、事務局より回答いたします。 そのほかございますか。ないようですので、議案第48号について、後ほどの報告も含めて、原案どおり承認することに異議ございませんか。

委員	異議無し
議長(松村会長)	<p>それでは、議案第48号については、承認することに決しました。</p> <p>続きまして、日程第4 議案第49号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(中間管理事業による賃貸借権の設定)及び、日程第5 議案第50号 農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取についてを議題とします。これらは関連がありますので一括して行います。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	(説明)
議長(松村会長)	<p>それでは審議に入ります。</p> <p>ご意見、ご質問はありませんか。</p>
委員	17番の貸付人は住所が福井市ですが、3条の許可が下りたときも、福井市であったのですか。
事務局	令和3年3月に3条の許可がでておりますが、そのときも住所は福井市でした。住所は福井市ですが、ご実家は勝山市で、近くに農舎もあり、耕作ができるとの判断をされたと理解しております。
委員	これは実際には小さい田が畑が細かく分かれているのですか。また1年はきちんと耕作をされていたのでしょうか。
事務局	この案件が上がってきたときには、もう刈り取りがされていましたが、耕作されていた形跡はありました。また、細かい田ではなく、10筆で1枚の田になっています。
委員	1枚の田んぼになっているところを、この方が3条で買って、本来であれば3年耕作しなければいけないところ、体調が悪くなってしまったということですね。体調が悪くなったというのは、間違いないのであろうとは思いますが。
事務局	3条の申請時に自身が耕作するということはおっしゃっておいりましたので、今回、体調が悪くなってしまったのは間違いないであろうと思います。そのことが真にやむを得ない理由であるかどうかをみなさんと判断いただければと思います。
委員	賃料のなかで、草刈代として、1回1,200円で年3回を差し引くと言っておられましたが、それは今回初めてでしょうか。1回の単価ですが、土手の形状等によって大変さや作業時間が変わってくると思うのですが、基準かなにかあるのでしょうか。
事務局	まず、賃料についてですが、今回が初めてではありません。他の法人で1回1,200円年3回を差し引いて賃借料を設定している案件があります。賃料については10aあたりの金額でありますので、賃料についてはそこに面積を乗じていただきますと、実際の賃料がでてきます。草刈りの1回の単価については各地区や、法人ごとに決めていきますので、基準額等があるわけではありませんが、松田地区周辺では年間3,600円というのが相場になっていると思います。
議長(松村会長)	<p>これは取り決めがあるわけではなく、集落や法人によって決め方等も異なってくるとは思いますが、任意で決めてるものでありますので、事務局や農業委員会が意見をやる問題ではないとは思いますが。</p> <p>中間管理機構を通すと、小作料が直接、本人のところへいってしまいますので、はじめに管理料を小作料から引いておかないと、もらいに行かなければいけなくなり、そうするとややこしいので、そのようにしているのではないのでしょうか。</p>
委員	そのような契約は許されるのでしょうか。
委員	私がいる法人のこともありますので、説明させていただきますと、1回金額をどのように決めたかは、単純にその田んぼ1枚刈るのにどれだけの時間がかかるかという計算から割り出して、金額を決定しました。私の地区では、大きい畔が多くはなく、私が刈れば1時間くらいで終わるだろうということで決めさせて頂きました。ただ、畔の大きさ等によって金額は変えていかなければいけないとは話しております。
委員	耕作者が(草刈りの)機械と燃料をもつということですか。
委員	そうですね。そういったことは各地区などで決めて頂くことになると思います。

委員	草刈りの燃料代を組織でもっているのですか。
委員	組織ではもっていません。
議長(松村会長)	集落によって、決め方はそれぞれにあると思いますし、例えば、2、3mある畔もあれば、20cmほどの畔もありますので、一様には決められませんし、細かくも決めづらいことかと思えます。なにか他ございますか。
委員	先ほどの3年3作の件ですが、やむを得ない場合というのは、今回のように農地として利用するのは問題ないのかなと思いますが、売買する場合、3年間は認められないと聞いていたのですが、病気になったなどのやむを得ない理由であれば、売買を認めてもよいということですか。
事務局	そのような転用申請であっても、農業委員会で審議していただくということになっております。なぜこのような経緯になったか慎重に調査し、最終的には農業委員会で、真にやむを得ない理由であるかを判断していただくのですが、虚偽の申告であるとか不正である場合は、3条許可自体が許可取り消しということになります。当初より転売目的であるなど、悪質性が認められる場合には、3条の所有権移転の許可自体が取り消しになります。
委員	はじめの3条許可の時点で所有権は移転されていると思いますが、3条の取り消しとはどういうことでしょうか。
事務局	正確なことは分かりませんが、裁判になるのではないかと思います。3条で農地取得後、やむを得ない理由がないにも関わらず、短期間で転用申請があった場合は3条許可の取り消し処分、及び、転用許可申請の取り下げ指導をするようになっております。
委員	土地転がしのような場合は、税法上でも規程があるかと思われるが、税金は別にして、そういった申請は農地法上、認められるのか。
事務局	3条申請後、3年3作を行わなければならないということは法律には定められておりません。福井県の事務処理要領には3条許可後、3年3作を経過していない農地について4条や5条申請が出た場合に形式的要件が備わっている場合は受理した上で、3条許可がなされた当時の事情、転用申請に至った経緯、転用の必要性、転用計画の実態等についてやむを得ない事情があるか等十分に調査を行い、その結果を意見書に記載することと記載されています。許可者は県になりますが、まず、農業委員会にて真にやむを得ない事情であるかを農業委員のみなさまに判断していたとき、その意見を付して県に申請することになります。
議長(松村会長)	3条申請があった時点で、3年3作する意思や能力があるかを、我々、農業委員会が判断しているのですが、病気等はどこの方も、人間ですから、いつなるかは分かりません。そういったところはそのときそのときで判断していくことになろうかと思います。
委員	体調が優れなくなるのは、しょうがないことだと思います。だれも農業する人がおらず、この際売買したいとなった場合に、税法上では3年以内で、税金が高くなるとか、5年経過していないといけないとかあるかと思いますが、農地の場合は(3条で許可後短期間での売買は)そもそも認められないと認識しておりました。しかし、やむを得ない場合は認められるということでしょうか。
議長(松村会長)	私が農業委員になってから、これまで勝山市で認めた例はありませんね。
委員	農地のまま使用する場合はいいけれども、転用許可をしたことはないということですね。
議長(松村会長)	そうですね。土地転がしという危険性もありますから。なにか他ございますか。 ないようですので、これより採決いたします。 議案第49号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長(松村会長)	それでは、議案第49号については、承認することに決しました。 続いて、議案第50号について採決いたします。 議案第50号は、「適当である」旨の意見を付することに異議ございませんか。
委員	異議なし

議長(松村会長)	それでは、議案第50号については「適当である」旨の意見を付することに決しました。続きまして、日程第6 議案第51号 現況証明願いについてを議題とします。事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長(松村会長)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。吉田委員より報告をお願いいたします。
吉田委員	現地確認に行きました結果でございますが、半分ほどは物置として使用されていますし、その隣は畑のように見えるのですが、とても畑になるような場所ではありません。以前はお墓が建っていたようで、これを農地にするというのは無理だと思いますので、やむを得ないかなと考えます。
議長(松村会長)	報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。
委員	非農地であるというのは、分かったのですが、この車庫みたいなものは誰が使っているのでしょうか。いずれ売買するつもりですか。
事務局	現在の使用者は確認しておりませんが、平成11年の一部転用の4条許可の申請者は、〇〇さんです。平成11年のときは〇〇さん本人が使用する車庫を建てたいということで転用許可を得ております。〇〇さん自身は現在、住んでおりません。また、現況証明後、地目変更を行い売買する予定と伺っております。
委員	〇〇さんは、現在の土地の所有者の親族か何かですか。
事務局	〇〇さんは所有者の父になります。〇〇さんは現在、亡くなられておりまして、相続によって所有者の移転が行われています。
委員	登記簿上も変わっているのですか。
事務局	はい、変わっています。相続によって取得したことも登記簿に記載があります。
議長(松村会長)	その他ございませんか。ないようですので、これより、採決いたします。議案第51号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。
委員	異議なし
議長(松村会長)	それでは、議案第51号については、原案どおり承認することに決しました。続きまして、日程第7 議案第52号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題とします。事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長(松村会長)	説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。
委員	現況が河川になっている土地があるが、県土木が買い上げるなどできないのでしょうか。農地として利用できる土地でもないし、登記だけが、昔のままになっているということであろうと思うのですが。
議長(松村会長)	個人の所有地であっても、現況が道路とか河川であるということはありません。今回はあくまで非農地かどうか判断していただきます。河川や道路の売買等については、農業委員会は関与できませんので、何も言えないのかなと思いますが、事務局から何かありますか。

事務局	先ほどのご質問ですが、番号は70番などのことをおっしゃっているかと思います。現地は川の中というものもございました。現況が農地ではありませんので、非農地の判断をみなさんにしていただいたのですが、売買等の所有権については会長のおっしゃるとおりかと思います。非農地通知によって登記地目変更した後に、ご本人様が直接、県土木等に相談するなどにはできるかもしれませんが、農業委員会として、その部分に関与はできないのではないかと思います。
議長(松村会長)	河川や道路において、そのような土地は日本中にたくさんあります。我々は農地でないという証明を行うのが仕事で、後のことは地主がご自身でしていただかないといけません。その他ありますか。
委員	非農地通知は、年1回と決まっているのですか。例えば、農地パトロールの一覧には載っていないけれども、所有地が非農地化しており、個人的に非農地通知を出してほしいとなったときは、どうするのですか。相談のあった都度行くのか、年に1回と決まっているので、来年まで待つというのか。何か決まりがあるのでしょうか。
事務局	年に1回、農業委員・推進委員とで農地パトロールへ行きますが、それは年に1回は見に行っていたかできないといけません。例年、8月に行っていたら、調査等行い、そして、1月に非農地通知を送付します。それ以外で個々で非農地通知を出して欲しいとの相談があった場合は現況証明願いを提出していただくようお願いしております。もしも来年で良いと言うことであれば、来年度の農地パトロールの候補リストへ追加し、極力その場所へ行くようにします。そのような形でいきたいと思っています。
委員	急がない場合は、非農地通知の方でしてもらえということですね。
事務局	そうですね。極力、農地パトロールで行くようにしたいとは思っています。ただ、例えば、昨年農業委員が農地の判断をした場所に、また行くというのは、1年間であまり変化はしていないのではと思いますので、そういったことを加味した上で、判断させていただきます。
委員	現況証明より、非農地通知の方が、法務局の地目変更が容易にできるように思うので、非農地通知を出して欲しい人がいるのではないかと思います。
事務局	農業委員さんのところにそのような相談があった場合は、おっしゃっていただければ、パトロールのリストにいれるか、また考えます。市民の方の意向をなるべく汲み取っていきたいとは思っていますので、またおっしゃっていただければと思います。
議長(松村会長)	その他ございませんか。 ないようですので、これより、採決いたします。 議案第52号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。
委員	異議無し
議長(松村会長)	それでは、議案第52号については、原案通り承認することに決しました。 次に、報告事項に入ります。 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	(報告)
議長(松村会長)	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告願います。
事務局	(報告)
議長(松村会長)	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、農地の転用事実に関する照会の回答について、事務局から報告願います。
事務局	(報告)
議長(松村会長)	このことについてご意見、ご質問はありませんか。
委員	個人の所有地が公衆用道路に使用されておりますよね。固定資産税や都市計画税、賃借料などはどうなっているのでしょうか。
事務局	税務課が、このことについて把握しているかどうかは分かりませんが、情報共有したいと思っています。公衆用道路については非課税の取扱いになります。

委員 固定資産税などの税金は所有者は払っていないということですね。

事務局 そうです。

議長(松村会長) その他に入ります。
国の農業施策に関する提案等に関する申し合わせについて、事務局から説明願います。

事務局 ではその前に、先ほど委員から質問のありました、法人の従業員の人数についてお答えします。法人の代表に電話させていただきましたが、繋がりませんでした。令和元年に、その法人から経営改善計画書を提出していただいておりますが、常時雇用は2名、臨時雇用は6名で、本人と奥さんが常時雇用となっております。

委員 わかりました。

委員 ちょっとよろしいでしょうか。その他になりましたので、ご質問します。基盤法18条の〇〇さんの売買についてです。この方は経営転換協力金を貰っていたのですが、今回、田んぼではなく畑を買ったのに、農地であるから、中間管理機構を通して、所属の法人に預けないと、返金しなければいけないと言われました。そのときは畑も農地であるので、そうだなと思ったのですが、一番最初(経営転換協力金の制度が始まった時)に法人が預かったのは田んぼばかりでした。畑は個人で持っていて、現在も畑は耕作しているわけです。なのに、なぜ今回は返金をしなければいけないのでしょうか。田んぼを買ったのなら分かるのですが、小さい畑を買っただけなのに、なぜ返金しなければいけないのか。そのあたり分かりましたら教えてください。

事務局 経営転換協力金は、中間管理機構に預けてから10年以内に農地を買って返還金が発生してきます。離農したのに農地を買うのはダメということです。預けるときには1,000㎡まで農地を持っていても(預けなくても)大丈夫となっております。

委員 私らの地区は、すべて田んぼで、畑はだれも預けていないのです。畑を預けなくても、経営転換協力金を貰ったわけです。ただ、今回、畑を買ったら、返還金が発生するのは、納得がいきません。

事務局 農地というのは、田と畑です。離農を理由に経営転換協力金をもらった方は、畑であっても新たに農地を取得できないということです。

委員 預けるときは、組合員みんな田んぼも畑も持っていて、田んぼだけ預ければ、畑をしても離農したということで協力金がもらえたわけです。

議長(松村会長) 預けるときは10aまでは農地を所有してもいいとなっていたと思います。

委員 そうでしょう。それが今回、小さい畑にも関わらず返金しなければいけないのは、おかしいでしょう。

事務局 10aまでというのは、一番最初に預ける時の話です。リタイアする農業者が農地を預けた後、リタイアされたのに農地を1㎡でも買うことがいけないということです。

委員 そうですか。そのような規程があるのでしょうかけれども、それ自体がどうなんでしょうか。こちらの気持ち、分かりませんか。今回、大変小さい農地を買っただけなのに、離農だからとか返還金があるとか、理屈がおかしいのではないかと感じます。しかし、もうこれ以上言っても同じですから、結構です。
もうひとつですが、中間管理機構を通じての貸借料の支払方法についてですが、議案書には口座振替かどうかは書かなくてもよいのではないのでしょうか。国からの規程で書かなければならないとなっているのですか。支払方法など、本人同士の話であって、私達が(審議する中で)加味することではないのではないのでしょうか。

事務局 必ず書かなければいけないということではありません。今後、不必要な情報と皆様がおっしゃるのであれば、記載いたしませんかどういたしますか。

委員 会長、この支払方法というのはいらない情報ではないですか。個人個人の話なので、支払方法が現金であろうと、口座振替であろうと、それによって農業委員会があかんといいことはないでしょう。

議長(松村会長) 記載の有無は、どちらでもいいのですが、受ける側が口座振替であると、すぐもらえるということが分かり、農業委員が集積の活動をする上でもひとつの情報になっていいかなと私は思っていたのですが。

委員	<p>個人間のことなので、私は違うと思いますが、それはもういいです。</p> <p>もうひとつですが、これは提案です。先ほども売買等の話で、調査書で法的に要件を満たしているかというのは分かるのですが、こういった難しい話よりも肝心なことは、買った人が荒作りをしているかしていないか、そのあたりを考えていかないといけないと思います。私の集落にも荒作りしている方がいらっしゃいます。畔の草も刈らない人もいますし、そういったことを今後考慮していかなければいけないということを提案させていただきます。以上です。</p>
事務局	<p>今後、検討させていただきます。こちらとしては、売買時には適正に耕作される方だと思って許可の判断をされていると思っておりますし、買った方へは、申請時や許可時にもお伝えさせていただきます。農業委員さんの中で、適正に管理されていないと思う農地があるのであれば、また指導等も検討させていただきます。</p>
議長(松村会長)	<p>耕作される面積も大きくなれば、荒作りしている農地も目にする可能性があります。その辺はやはり、受けた側や買った人が、丁寧に管理してほしいな、というこちらの希望はございますね。</p> <p>他ございますか。</p> <p>では、国の農業施策に関する提案等に関する申し合わせについて、事務局から説明願います。</p>
事務局	(説明)
議長(松村会長)	<p>このことについてご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>次に、活動報告書について、事務局から説明願います。</p>
事務局	(説明)
議長(松村会長)	<p>このことについてご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>活動報告ですが、これから冬の農閑期になりますので、集積されていない農地や集落営農されていない地域の把握、働きかけなどしていただくと思います。昨年は結構活動していましたが、まだ集積されていないところもございますので、そういったところに働きかけができればいいなと思っています。みなさんの活動を活動報告書に記載していただきますと、活動報酬もでするので、よろしくお願いたします。</p> <p>次に、農業者年金加入促進について、事務局から報説明願います。</p>
事務局	(説明)
議長(松村会長)	<p>このことについてご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>最後に、12月定例農業委員会の開催について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>今回は、12月23日(木)午後1時30分から、開催予定しております。農業委員と農地利用最適化推進委員とで合同でさせていただきますので、よろしくお願いたします。</p>
議長(松村会長)	<p>以上で11月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理が申し上げます。</p>
辻職務代理	閉会の言葉